

## 青梅市のウメ等について

## 1 防除の取組について

ウメ輪紋ウイルスについて、植物防疫法に基づく緊急防除期間は令和3年3月31日をもって終了した。ウメなどの取り扱いについて、令和3年4月以降の変更点は以下のとおり。

- (1) 市全域での再植栽が可能
- (2) 苗木の検査制度導入・・・別紙のとおり
- (3) 新たな防除体系の推進

ア 市では、再植栽されたウメを中心に、令和2年度までの強化対策地区を3年間、年2回の感染状況調査と年2回のアブラムシ防除を継続して実施する。

イ 感染樹が見つかった場合は、所有者の同意を得たうえで伐採・抜根し、処分する。

## 2 農業振興の取組について

東京都西多摩農業改良普及センターでは、平成25年度以降、ウメ輪紋ウイルス（PPV）緊急防除区域の農業復興策として、ジョイント栽培でのウメの導入を推進している。平成29年に実証展示圃場を市内に2園設置した。

## (1) ジョイント栽培のメリット

ア 早期成園化が可能（従来約10年を半減）

イ 労働時間の削減と作業の簡易化が可能

## (2) 導入品種

「梅郷」、「玉英」、「小向」、「豊後」、「白加賀」、「露茜」、「織姫」など。スモモとの掛け合わせである「露茜」は、果肉が赤くて加工向きであることや、果実1個あたりの重量が比較的大きく、特長のある品種である。令和元年度に初結果。以降、順調に収穫量が増えている。



「露茜」の加工品の試作①：ジェラート



「露茜」の加工品の試作②：梅ジャム